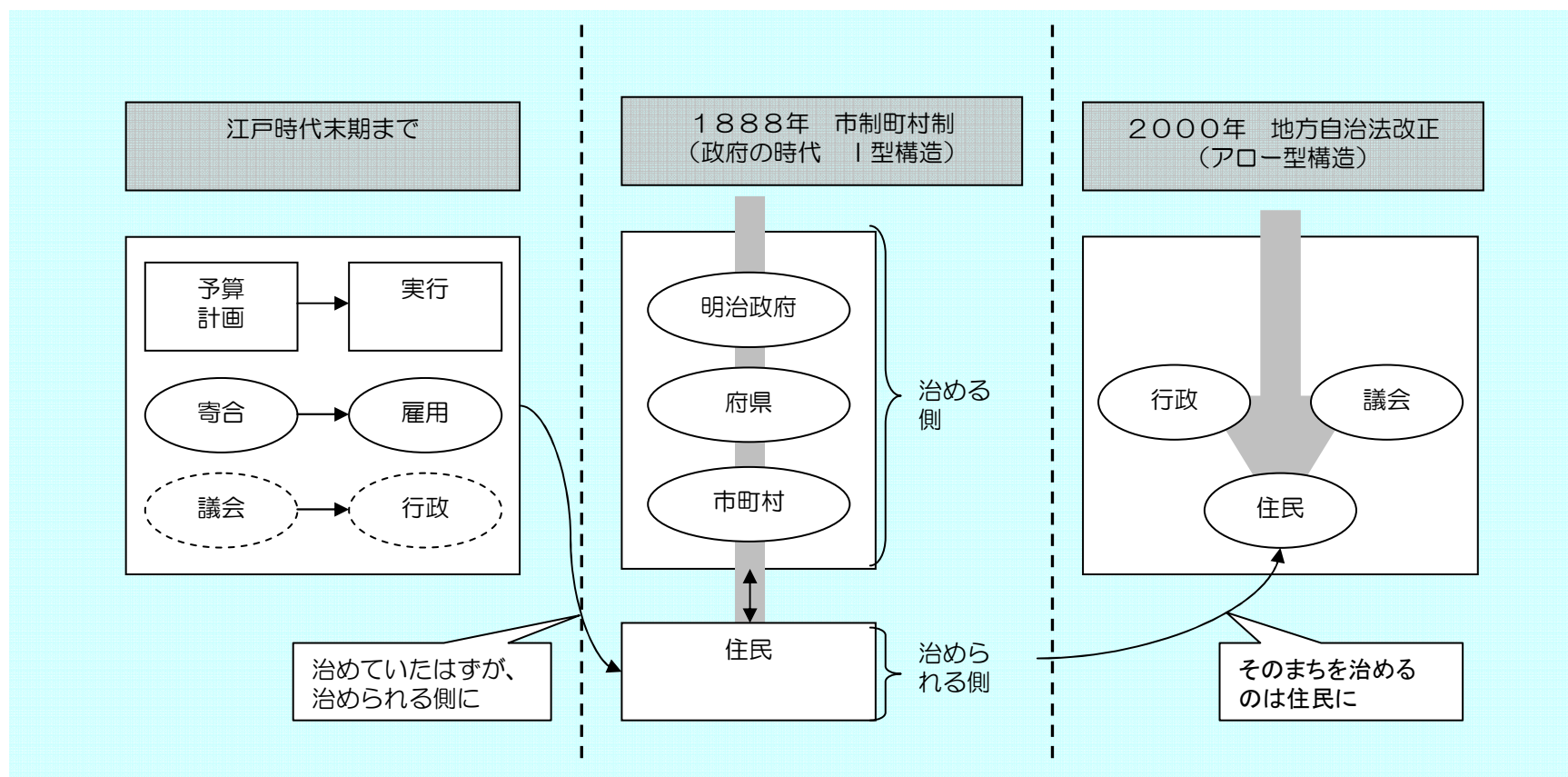


自治とは(まちを治めるのは誰かーその変遷)

※辻山先生の講演(第2回検討会議)より



二元代表制について

●二元代表制とは

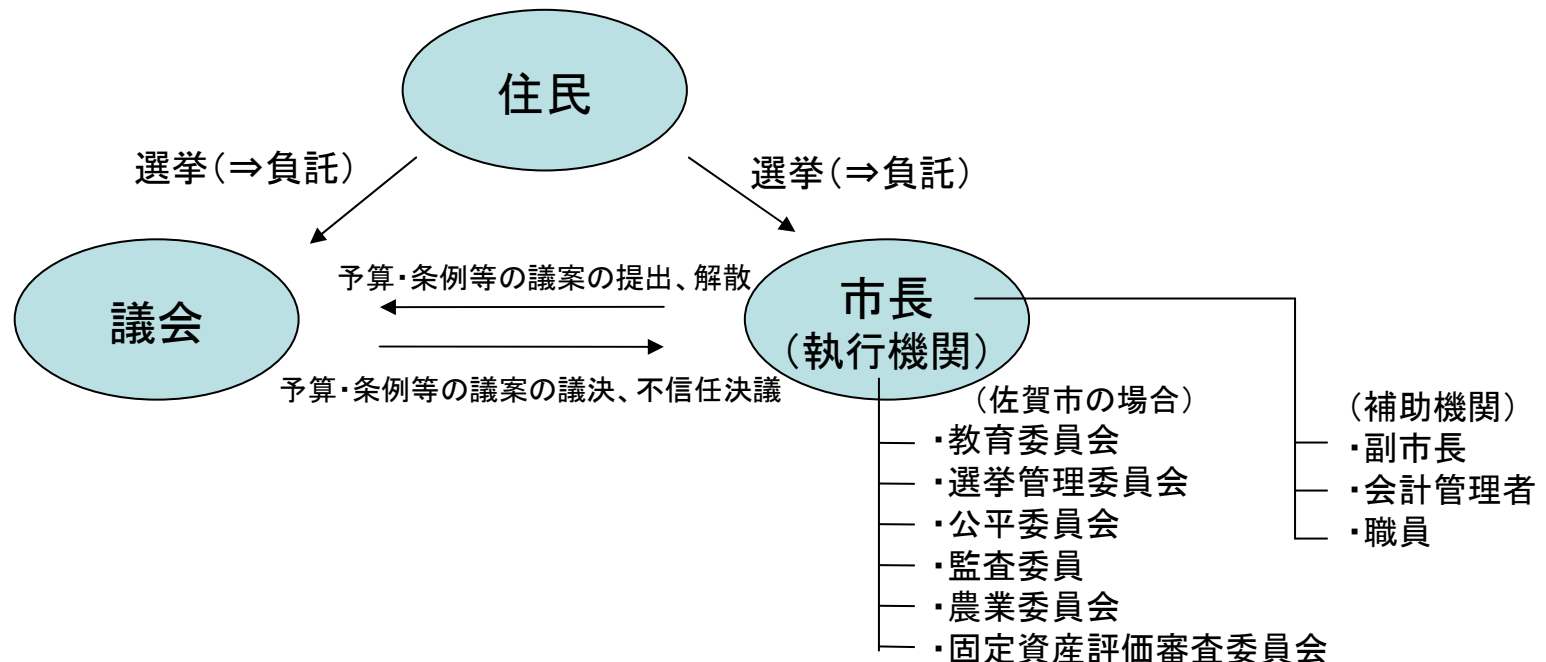
議決機関である議会と地方公共団体の長が直接住民の選挙で選ばれ、それぞれが住民に対して直接責任を負う制度

【ポイント】

・共に住民の代表であること

【効果】

- ・選任において、住民の意思を直接反映させることで、より民主的な政治・行政が期待できる。
- ・それぞれが独立の立場において相互に牽制・抑制し、均衡の関係を保持することで、公正で円滑な行政運営が図られる。
- ・首長を議会から独立させ（国のような議院内閣制ではない）、一定期間の任期を保障することで、計画的で効率的な行政運営を実現できる。



市長の役割について

※地方自治法より抜粋

普通地方公共団体の長は…

- 当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する。(第147条)
- 当該普通地方公共団体の事務を管理し及びこれを執行する。(第148条)
- 概ね左(下)に掲げる事務を担当する。(第149条)
 - ① 普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。
 - ② 予算を調製し、及びこれを執行すること。
 - ③ 地方税を賦課徴収し、分担金、使用料、加入金又は手数料を徴収し、及び過料を科すること。
 - ④ 決算を普通地方公共団体の議会の認定に付すること。
 - ⑤ 会計を監督すること。
 - ⑥ 財産を取得し、管理し、及び処分すること。
 - ⑦ 公の施設を設置し、管理し、及び廃止すること。
 - ⑧ 証書及び公文書類を保管すること。
 - ⑨ 前各号に定めるものを除く外、当該普通地方公共団体の事務を執行すること。

執行機関、補助機関とは

※地方自治法より抜粋

執行機関とは・・・

- ・ 市政の意思を決定する議決機関として佐賀市議会が置かれ、また、決定された意思を実施する執行機関として、市長のほか、行政委員会及び委員が置かれています。これらの執行機関は、市長の統轄の下に一体となってそれぞれ行政機能を発揮することが期待されています。
- ・ 佐賀市の場合、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会が設置されています。

- ・ 普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う。（第138条の2）
- ・ 普通地方公共団体の執行機関の組織は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、それぞれ明確な範囲の所掌事務と権限を有する執行機関によつて、系統的にこれを構成しなければならない。（第138条の3）
 - 2 普通地方公共団体の執行機関は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、執行機関相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようにしなければならない。
 - 3 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の執行機関相互の間にその権限につき疑義が生じたときは、これを調整するように努めなければならない。

補助機関とは・・・

- ・ 市長を補助するための副市長、会計管理者、職員などのこと。

職員の責務など

※地方公務員法より抜粋

※地方公務員法は一般職の職員にのみ適用(特別職である市長、副市長には非適用)

- **サービスの根本基準(第30条)**

すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

- **法令等及び上司の職務上の命令に従う義務(第32条)**

職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

- **信用失墜行為の禁止(第33条)**

職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

- **秘密を守る義務(第34条)**

職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

2~3 略

- **職務に専念する義務(第35条)**

職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

- **政治的行為の制限(第36条)**

職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与し、若しくはこれらの団体の役員となつてはならず、又はこれらの団体の構成員となるように、若しくはならないように勧誘運動をしてはならない。

2~5 略

- **争議行為等の禁止(第37条)**

- **営利企業等の従事制限(第38条)**

自治とは(まちを治めるのは誰かー役割分担)

※辻山先生の講演(第2回検討会議)より

現状①<公共性>

○例:家族の協力の崩壊
65歳以上の高齢者が子どもと同居している世帯の比率
・1970年82% → 家族の協力で高齢者の面倒を見るしくみが崩壊
・2007年36%

公共が担うのか?(行政はどこまで関与するのか?)

公共が行うことには公共性(議会の議決)が必要

まちづくりの役割分担、協働のあり方、市民の連帯について明らかにしていくことが大切

現状②<行政の力>

①財源 … ピンチ
②人材 … 職員削減
③公権力… 私的領域には介入できない。
例)ごみ屋敷

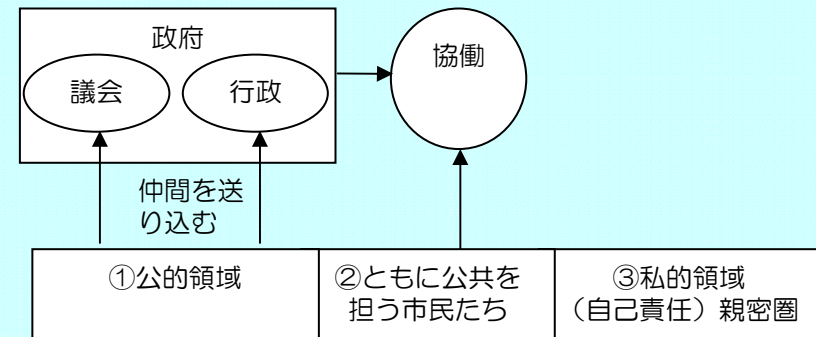
→ 新しいニーズへの対応が困難

行政の力にも限界

行政が担えない部分について、誰がどのように対応していくのか。

地域は、住民+住民の連帯+地域事業者+ 議会+行政の
役割分担と総合力で治まる。

この社会契約を示すのが、自治基本条例



【市民としての3つの顔】